

令和2年4月8日

保護者の皆様

京都市立修学院中学校
校長 小泉 茂雄

学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的な感染者の大幅な増加傾向の下、本市域の状況に大きな変化が生じ、危機的な状況となっております。こうした状況を踏まえつつ、年度当初が、学校と、児童生徒や家庭・保護者との関係・繋がりをつくるとともに、児童生徒にとっても、新しい環境の下で学校生活に臨む極めて大事な時期であることを踏まえ、入学式や始業式などをしっかりと行った上で、**4月10日から臨時休校措置を実施**することが、京都市教育委員会から示されました。このため、本校においても下記のとおり臨時休校としますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

4月10日（金）から、当面、5月6日（水）まで

※ 臨時休業期間は、状況に応じて、変更する場合があります。

※ 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、御覧いただくようお願いいたします。

2 臨時休業期間までの予定

※ 9日（木）までの期間も、「①換気の悪い**密閉**空間，②多くの人の**密集**，③近距離・**密接**（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の「**3密条件**」が同時に重なる場を徹底的に避け、更なる感染防止対策の徹底に取り組みます。

※ 御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

3 臨時休業期間の対応等

（1）登校日について

ア 臨時休校期間中、子どもたちの健康状態や学習状況を確認したり、休校期間中の学習課題を支援したりするなどの場として、以下のとおり学年別登校日を設けます。尚

5月1日（金）につきましては、休業日明けの連絡のため時間帯をずらし、全学年登校日としています。

1年	4月13日（月）・4月17日（金）・4月23日（木）	9：00～11：00
	5月 1日（金）	9：00～ 9：45
2年	4月14日（火）・4月20日（月）・4月24日（金）	9：00～11：00
	5月 1日（金）	10：00～10：45
3年	4月15日（水）・4月21日（火）・4月27日（月）	9：00～11：00
	5月 1日（金）	11：00～11：45

イ 臨時休業期間中の登校日については、通常の授業日の扱いではありません。御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

（2）臨時休業期間の基本的な過ごし方

ア 期間中は、特に、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるようにしてください。また、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

イ 別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」や、すでに配布しております「健康観察票」をもとに、御家庭において、子どもたちと一緒に健康観察に取り組んでください。

また、啓発チラシ「新型コロナウイルス感染症～うつらない・うつさないように、みんなで気をつけること～」を参考に、この機会に、改めて、子どもたちはもとより、御家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

（3）臨時休業期間中の子どもたちの生活や学習について

「修学院中学校に通う生徒の皆さんへ」を参照いただくなどして、子どもたちの生活面については、規則正しい生活を送ること、不要不急の外出を控えることなど、各御家庭でも指導してください。

また、学習面については、これまでの振り返りや、新年度に予定していた学習内容等について、教科書、補助教材、学習プリント等を活用した学習課題をお伝えしますので、しっかりと家庭学習が行えるよう、各御家庭でも、適切な指導をお願いします。